

# 任意継続組合員制度 (掛金編)



公立学校共済組合広島支部

任意継続組合員制度の掛金について説明します。

## 任意継続掛金について

---

- 1 任意継続掛金の概要
- 2 任意継続掛金の算定方法
- 3 任意継続掛金の払込方法(口座振替・払込通知書)
- 4 掛金の所得税法上の取扱い
- 5 よくある質問FAQ(掛金編)

2

ここでは、「任意継続掛金の概要」、「掛金の算定方法」、「掛金の払込方法」、「所得税法の取扱い」、「FAQ」の、5つの項目について説明します。

なお、音声入りのファイルについては、1から4の項目と5の項目の2つに分けて収録しています。

## 1 任意継続掛金の概要①

令和5年度の掛金率を基に任意継続掛金の算定方法を紹介します。

➡ **令和6年度の掛金率は、変更になる可能性があります。**

任意継続掛金の最新情報については、ホームページに掲載予定

### 【公立学校共済組合広島支部のHP】

令和5年度任意継続組合員の掛金額のお知らせ:公立学校共済組合広島支部 ([kouritu.or.jp](http://kouritu.or.jp)) (←右クリックし「ハイパーリンクを開く」をクリックすると表示)

★「お知らせ」-「任意継続組合員の掛金額のお知らせ」★

最新の「任意継続掛金早見表」を掲載予定です。

3

最初に「1 任意継続掛金の概要」について説明します。

令和5年12月時点では令和6年度の掛金率は決定していません。ここでは参考として、令和5年度の掛金率を基に任意継続掛金の算定方法等を紹介합니다。

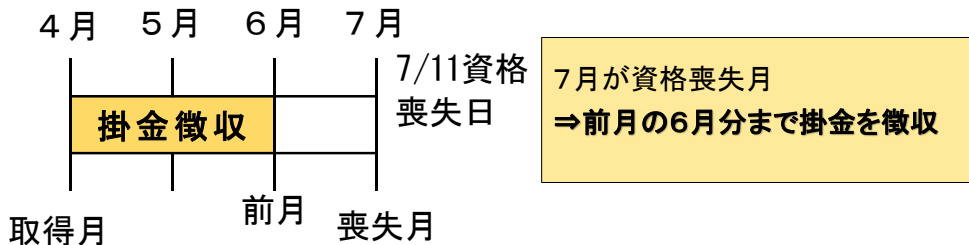
令和6年度の掛金率は、2月頃に決定する予定です。退職日が近づきましたら、当支部のホームページで「掛金早見表」等を御確認ください。

## 1 任意継続掛金の概要②

### ●掛金徴収期間

【パターン1】 資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月まで

例) 4/1任継取得⇒7/11他の健康保険の被保険者となった場合



4

まず、任意継続掛金の徴収期間について説明します。

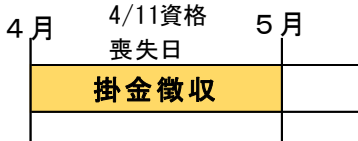
基本的に、任意継続組合員の資格を取得した月から、資格喪失日の前月分までを払い込んでいただきます。

例えば、4月1日に任意継続組合員の資格を取得した後、7月11日に再就職により他の健康保険の被保険者となった場合、7月が喪失月となるため、前月の6月分までの掛金を徴収します。7月分以降の掛金を年払い等で前納している場合は、資格喪失手続後に掛金をお返しします。

## 1 任意継続掛金の概要③

【パターン2】資格取得日と喪失日が同月⇒その月の掛金を徴収 **★例外あり★**

例) 4/1任継取得⇒4/11他の健康保険の被保険者となった場合



取得月=喪失月

4月が取得月=喪失月  
⇒4月分の掛金を徴収

**★例外★** 4/1任継取得⇒4/11再び公立学校共済組合の一般・短期組合員となった場合



取得月=喪失月

一般・短期組合員として掛金徴収  
⇒任意継続掛金の徴収なし

もし、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失する場合は、資格取得月1か月分の掛金を払い込んでいただきます。

例外として、喪失理由が再度公立学校共済組合の一般・短期組合員になる場合や、他の地方公務員共済組合員になる場合は、任意継続掛金は徴収しません。

# 1 任意継続掛金の概要④



任意継続組合員の資格を満了(2年)前に喪失させたい場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」の提出が必要です。  
**提出がない限り、掛金の口座振替や納付通知は引き続きます！！**

2 任意継続組合員の資格喪失に伴う掛金の還付について ※還付が発生しない場合もあります。  
 資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付先口座  
 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)

○	① 共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)	金融機関名・本支店名	銀行	本・支店
		金融機関コード・本支店コード		
○	② その他の指定口座 (①以外の口座へ還付を希望する場合。 組合員死亡の場合、相続人口座を記入)	預金種別	口座番号	※請求者本人名義に限る

2の場合、還付指定口座を記入。

3 共済組合登録情報の変更に係る同様の申出書  
 この申出書に記載の任意継続組合員登録内容を変更し、今後はこの申出書

上記のとおり申し上げます。  
 公立学校共済組合広島支部長 様

資格喪失により掛金の還付が発生した場合、ご指定の口座に還付します。  
 ①の共済組合登録口座は、「任意継続組合員申出書」で登録した広島銀行の口座です。  
 ①以外の口座への還付を希望する場合は、②を選択し、振込口座の情報を記入してください。

任意継続組合員の資格を2年満了前に喪失させたい場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」の提出が必要です。この申出書の提出がない限り、任意継続掛金の口座振替や納付通知は引き続きます。

- ①国民健康保険へ加入、②家族が加入する医療保険の被扶養者になる、③再就職先の医療保険に加入する場合は、早目に申出書の提出をお願いします。

なお、資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合は、資格喪失手続き完了後に掛金を還付します。資格喪失申出書は掛金還付請求書も兼ねています。還付が発生しない場合もありますが、掛金還付先口座について記入をお願いします。

## 2 任意継続掛金の算定方法①

### ●掛金算定方法

**掛金算定基礎額 × 掛金率 = 掛金月額(円位未満切捨て)**

AとBのうち低い方の額

A 退職時の標準報酬月額

or

B 全組合員の標準報酬月額の平均

**退職時の標準報酬月額??**

「給与明細書」か、退職前の最後に通知された「標準報酬決定・改定通知書」の標準報酬月額をご確認ください。

次に、「2 任意継続掛金の算定方法」について説明します。

任意継続掛金月額は、「掛金算定基礎額」に「掛金率」を乗じて算出します。「掛金算定基礎額」は、Aの「御自身の退職時の標準報酬月額」と、Bの「全組合員の標準報酬月額の平均」とを比較し、低い方の額となります。全組合員の平均標準報酬月額は、令和5年度は410,000円でしたが、令和6年度は380,000円に下がる見込みです。

「標準報酬月額」は、「給与明細書」か、「標準報酬決定・改定通知書」のどちらかで通知されています。退職前の最後に通知されたものがAの「退職時の標準報酬月額」になります。

## 2 任意継続掛金の算定方法②(参考:令和5年度)

### ●掛金算定基礎額 例) 退職時の標準報酬月額が440,000円の場合

A 退職時の標準報酬月額	B 全組合員の平均標準報酬月額
440,000円	410,000円
AとBのうち低い額は「B」⇒ 掛金算定基礎額は <u>410,000円</u>	

※ 掛金算定基礎額は、年間の掛金額ではありません。

### ●掛金率

区分	令和5年度
任意継続掛金(全員)	1,000分の93.20
介護掛金 (40歳以上65歳未満のみ)	1,000分の16.00

※ 令和6年度の掛金率は、変更になる可能性があります。

8

退職時の標準報酬月額が440,000円を例にすると、「掛金算定基礎額」は、AとBを比較して、低い方の410,000円となります。この掛金算定基礎額は、年間の任意継続掛金額ではありませんので御注意ください。

「掛金率」は、全員が対象の「任意継続掛金」と、40歳以上65歳未満の方が対象の「介護掛金」のそれぞれで設定します。

令和5年度の掛金率は下表のとおりですが、令和6年度の掛金率は変更になる可能性があります。



## 2 任意継続掛金の算定方法③(参考:令和5年度)

●掛金額(月額・年額) 例) 掛金算定基礎額が上限額410,000円の場合

区分	掛金算定基礎額	×	掛金率	=	掛金月額 (円位未満切捨て)
任意継続掛金(全員)	410,000	×	0.09320	=	38,212円
介護掛金 (40歳以上65歳未満のみ)	410,000	×	0.01600	=	6,560円
合計 (介護掛金を含む)					<b>44,772円【月額】</b> <b>537,264円【年額】</b>

9

令和5年度は、掛金算定基礎額の上限額410,000円の場合、任意継続掛金及び介護掛金を合わせて、1か月の掛金額は44,772円、1年間の掛金額は537,264円でした。

## 2 任意継続掛金の算定方法④(参考:令和5年度)

### ●【令和5年度】任意継続掛金早見表

退職時の標準報酬月額 (掛金算定基礎額)	1か月掛金額 A			年間掛金額 (毎月払いA×12月)			年1回払いを選択した場合 の掛金額(前納割引適用)			
	任継 掛金	介護 掛金 <sup>※1</sup>	合計	任継 掛金	介護 掛金 <sup>※1</sup>	合計	任継 掛金	介護 掛金 <sup>※1</sup>	合計	
等級	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	58,000	5,405	928	6,333	64,860	11,136	75,996	63,709	10,938	74,647
26	380,000	35,416	6,080	41,496	424,992	72,960	497,952	417,447	71,665	489,112
27	410,000	38,212	6,560	44,772	458,544	78,720	537,264	450,403	77,322	527,725

Bは「毎月払い」にした  
場合の年間掛金額  
(A×12月=B)

Cは「年1回払い」にし  
た場合の年間掛金額  
(前納割引適用)

令和5年度の「任意継続掛金早見表」にて掛金額を参考にしてください。

⇒公立学校共済組合広島支部のホームページ(下の行を右クリックし「ハイパーリンクを開く」をクリックすると表示)  
令和5年度任意継続組合員の掛金額のお知らせ:公立学校共済組合広島支部 ([kouritu.or.jp](http://kouritu.or.jp))

10

続きまして、「任意継続掛金早見表」の見方を説明します。

御自身の退職時の標準報酬月額を行を右横に見ていくことで、月額・年額・割引適用がある年1回及び年2回払いの掛金額を確認することができます。

現在、令和5年度の「任意継続掛金早見表」を、公立学校共済組合広島支部のホームページに掲載しています。スライドの一番下の行にホームページへのリンクを貼っていますので、操作可能な方は是非御覧ください。

令和6年度の掛金率が決定次第、最新の早見表をホームページに掲載する予定です。

### 3 任意継続掛金の払込方法①

掛金の払込方法	注意点
① 口座振替	<b>広島銀行本人名義</b> の口座から自動振替 医療費等の給付金は、掛金振替口座に振込み
② 払込通知書	払込通知書を基に、期限までに毎月掛金を振込み 医療費等の給付金口座は、退職時指定の口座 <b>振込手数料は自己負担</b>

※ 払込期限内に払込みがない場合は資格喪失となるので、可能な限り

**口座振替**をお願いします。

11

次に、「3 任意継続掛金の払込方法」について説明します。

払込方法は、①「口座振替」と、②「払込通知書」の2種類です。

「口座振替」は、任継申出書で指定した広島銀行の本人名義の口座から、自動振替、いわゆる口座引落で払い込む方法です。広島銀行以外の、他銀行の口座振替はできませんので御了承ください。医療費等の給付金は、掛金振替口座に振り込みます。

一方の「払込通知書」は、当方から送付した払込通知書を基に、毎月掛金を振り込んでいただく方法です。医療費等の給付金は、退職時に指定している口座に振り込みますので、**退職後に指定口座を変更される場合はお知らせください。**

払込方法は2種類ですが、「払込通知書」は振込手数料が自己負担となりますし、仮に期限内に払込みがない場合は資格喪失となりますので、「口座振替」をおすすめしています。

### 3 口座振替による払込方法②(口座振替日)

#### ●口座振替払込方法及び振替日

口座振替払込方法	口座振替日
年1回口座振替(12か月分前納)	令和6年4月19日
年2回口座振替(6か月分前納)	1回目：令和6年4月19日(4-9月分) 2回目：令和6年9月24日(10-3月分)
毎月口座振替(翌月分)	毎月22日 ただし、令和6年4月・5月の2か月分は、 令和6年4月19日に振替

※ 残高不足により口座振替ができなかった場合は、別途払込通知をします。  
指定口座の残高には十分御注意ください。

12

それぞれの払込方法の詳細について紹介します。まず「口座振替」から説明します。

口座振替の払込パターンは3種類あります。①12か月分を前納する「年1回口座振替」、②6か月分を前納する「年2回口座振替」、③月毎の「毎月口座振替」です。口座振替日は表のとおり19日か22日としていますが、この日が土日祝日の場合は「翌営業日」となります。

御指定いただいた広島銀行の口座から自動振替しますので、口座振替日前には必ず口座の残高確認をお願いします。

万一、残高不足等により口座振替ができない場合は、払込通知書を送付します。振込手数料は自己負担で、期限までに振込みをお願いします。

### 3 口座振替による払込方法③(割引制度)

●掛金前納による割引制度



●割引額 例) 令和5年度掛金算定基礎額が上限額410,000円の場合

区分	割引額※	納付年額	
毎月払い (口座振替・払込通知書)	0円	537,264円	任意継続掛金 458,544円 介護掛金 78,720円
年1回口座振替	9,539円	527,725円	任意継続掛金 450,403円 介護掛金 77,322円
年2回口座振替	5,233円	532,031円	任意継続掛金 454,078円 介護掛金 77,953円

※ 割引額・・・任意継続掛金と介護掛金を合算した毎月払いの納付年額と各区分の納付年額との差額

掛金の払込方法を「年1回口座振替」又は「年2回口座振替」を選択した場合、「掛金前納による割引制度」が適用され、一定の額を割引いたします。  
例として、令和5年度の掛金率を基に、掛金算定基礎額が410,000円の場合の割引額及び納付年額を表にまとめていますので、御参考になさってください。

### 3 口座振替による払込方法④(初回の口座振替)

一次締切(令和6年3月15日共済組合必着)までに「任意継続組合員申出書」を提出

⇒ 初回分を**4月19日**に口座振替。

4月上旬頃に「任意継続掛金等決定通知書」を送付します。

一次締切を過ぎて「任意継続組合員申出書」を提出

⇒ 口座振替を選択しても、初回分の**口座振替(4月19日)に間に合わない**可能性があります。

一次締切を過ぎて「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出

⇒ 提出期限(令和6年4月19日共済組合必着)までに取下書を提出しても、**口座振替(4月19日)がされる**可能性があります(後日、掛金を還付)。

14

続いて、初回の口座振替について留意事項があります。

一次締切の「令和6年3月15日(共済組合必着)」までに任継申出書を提出した場合は、令和6年4月19日に初回分を口座振替します。4月上旬頃に、「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅に送付しますので、掛金額等を御確認ください。

任継申出書の提出が一次締切に間に合わなかった場合や、書類不備による再提出が一次締切後となった場合は、初回分に限り口座振替に間に合わないことがあります。その場合の取扱いは、次頁を御確認ください。口座振替を希望される方は、可能な限り一次締切までに、不備のない形で「任継申出書」の提出をお願いします。

逆に、一次締切を過ぎて「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出した場合、4月19日の口座振替により掛金が引き落とされる場合があります。その場合は、後日、掛金を還付します。なお、取下書が提出期限(令和6年4月19日)を過ぎて届いた場合は、任意継続組合員の資格を取得することになりますので、任意継続掛金が発生します。

### 3 口座振替による払込方法⑤(初回の口座振替)

●初回の口座振替に間に合わなかった場合の取扱い

払込方法	振込方法等
年1回口座振替 (12か月分前納)	払込通知書を基に1年分の掛金を払込み。 前納割引は適用。2年目の掛金は自動振替。
年2回口座振替 (6か月分前納)	払込通知書を基に半年分(4月～9月分)の掛金を払込み。 前納割引は適用。2回目以降の掛金は自動振替。
毎月口座振替	払込通知書を基に2か月分(4月・5月分)の掛金を払込み。 6月分以降の掛金は自動振替。

※ 払込通知書による振込は、振込手数料が自己負担となります。

初回の口座振替に間に合わなかった場合の取扱いについて、払込方法別に表にまとめています。いずれも、共済組合から払込通知書を送付しますので、指定口座に掛金を払い込んでください。その際の、振込手数料は自己負担となりますので、ご了承ください。

### 3 払込通知書による払込方法⑥

「払込通知書」を選択した場合は、銀行の窓口、ATM、インターネットバンキング等を利用して掛金を振り込んでください。

#### ●納付期限

掛金期間	納付期限
4月・5月分(2か月分)	4月19日又は通知文記載の期限
6月分以降	前月の末日まで(例:6月分は5月31日まで)



- ・ 振込手数料は自己負担
- ・ 納付期限までに掛金の払込がない場合、任意継続組合員の資格は喪失する。
- ・ 年1回、年2回の前納割引が適用できる払込方法は口座振替のみ。

16

次に、「払込通知書による払込方法」について説明します。

4月に共済組合から払込通知書と1年分の振込用紙を送付します。納付期限までに銀行の窓口やATM、ネットバンキング等を利用して掛金を振り込んでください。**振込手数料は、自己負担になりますので御了承ください。**

**納付期限は表のとおりですが、期限までに掛金の払込がなく、督促にも応じていただけない場合は、任意継続組合員の資格は喪失になります。また、年1回又は年2回の前納割引が適用できる払込方法は、「口座振替」のみで、「払込通知書」は適用できません。**

払込方法については以上です。



## 4 掛金の所得税法上の取扱い

任意継続掛金

介護掛金

年末調整or  
確定申告

社会保険料控除

社会保険料控除の証拠書類になる「**収納証明書**」を、**毎年1月に共済組合から御自宅宛てに送付します。**

なお、再就職先の**年末調整等**で事前に証明書が必要な場合は、別途送付しますので御連絡ください。

(連絡先) 公立学校共済組合広島支部  
経理貸付係  
082-513-4955

17

次に「4 掛金の所得税法上の取扱い」について説明します。

任意継続掛金と介護掛金は、所得税法上「社会保険料」として取り扱われ、生命保険料等と同様に収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。申告の証拠書類になる「収納証明書」を、毎年1月に御自宅に送付します。

再就職され年末調整が可能な場合には、随時送付しますので、経理貸付係まで御連絡ください。個人情報保護のため、御本人以外からの依頼や、勤務先への送付は対応できませんので、ご了承ください。

なお、年度途中で任意継続組合員の資格を喪失している場合も、還付金額がある場合は還付金額を差し引いて、収納証明書を発行します。

## 5 よくある質問FAQ①

Q 1: 任意継続掛金と国民健康保険(以下、「国保」という。)の保険料を比べた場合、どちらが安いのか。

区分	任意継続組合員	国民健康保険
掛金 (保険料)	<ul style="list-style-type: none"><li>退職時の標準報酬月額を基に算定</li><li>1年目も2年目もほぼ同額の掛金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯単位で、前年の所得、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定</li></ul>
被扶養者の 扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>被扶養者の保険料はかからない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>被扶養者の概念がない</li><li>被保険者として保険料が発生(世帯割制度等あり)</li></ul>

※ 任意継続掛金と国保の保険料を比較した上で、御自身で判断してください。

18

最後に「5 よくある質問FAQ」として6点、説明します。

Q1は「任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比べた場合、どちらが安いのか」という御質問です。

任意継続掛金は退職時の標準報酬月額に掛金率を乗じて決定します。掛金算定方法は、1年目も2年目も同じなので、2年間ほぼ同額の掛金がかかってきます。被扶養者として認定した方の保険料は、別途の徴収は行いません。

一方、国保は、世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定します。国保は被扶養者の概念がないため、個人単位で保険料が発生します。国保の保険料は、個々の状況に応じて異なり、当方では算定できませんので、居住する市区町村の国保担当課で御確認ください。

任意継続掛金と国保の保険料を比較した上で、どちらに加入するか御自身で判断してください。

## 5 よくある質問FAQ②

Q 2: 任意継続掛金は、月割りか、日割りか。

Q 3: 任意継続掛金は、被扶養者のものも別途徴収されるのか。

任意継続掛金は、月単位で計算され、日割り計算はありません。

任意継続組合員の被扶養者として認定した方の保険料は、別途の徴収は行いません。

ただし、任意継続組合員の被扶養者になるためには、共済組合の認定要件を満たす必要があります。共済組合の被扶養者の認定要件については、「**任意継続組合員制度(資格・短期給付編)**」を参照の上、不明な点があれば短期給付係に確認してください。

Q2は「任意継続掛金は、月割りか、日割りか。」という御質問ですが、任意継続掛金は、月単位で計算され、日割り計算はありません。

Q3は「任意継続掛金は、被扶養者のものも別途徴収されるのか。」という御質問です。

共済組合が「任意継続組合員の被扶養者」として認定した方の保険料は、別途の徴収は行いません。ただし、任意継続組合員の被扶養者になるためには、「共済組合の認定要件」を満たす必要があります。この認定要件については、「任意継続組合員制度(資格・短期給付編)」を参照していただき、不明な点がありましたら短期給付係に確認してください。

## 5 よくある質問FAQ③

Q4: 2年目の任意継続掛金額はいつ決定するか。

2年目の任意継続掛金は、令和7年2月頃に決定する予定です。決定次第、「任意継続掛金等決定通知書」を送付します。2年目は任意継続を希望しない場合は、「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を同封しますので、所定の手続きを行ってください。

国保への切り替えを検討される場合は、あらかじめ居住する市区町村の国保担当課で、次年度の国保の保険料を確認しておくことをおすすめします。

20

Q4は「2年目の任意継続掛金額はいつ決定するか」という御質問です。

2年目の任意継続掛金は、令和7年2月頃に決定する予定です。決定次第、2年目の掛金額を記載した「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅宛てに送付します。任意継続2年目の4月以降、任意継続を希望しない場合は、同封の「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を令和7年3月31日までに提出してください。

国保への切替え等を検討される場合は、共済組合からの「任意継続掛金等決定通知書」が御自宅に届く前に、あらかじめ居住する市区町村の国保担当課で、次年度の国保の保険料を確認することをおすすめします。

## 5 よくある質問FAQ④

Q 5: 任意継続掛金は、現職の時より掛金額がなぜ高いのか。

在職時	<b>組合員負担分</b> 掛金	<b>事業主負担分</b> 負担金
任意継続組合員	<b>組合員負担分</b> 掛金	

※ 任意継続掛金は、健康保険料に該当する掛金です。年金の保険料は年齢等に応じて別途負担が必要になります。

21

Q5は「任意継続掛金は、現職の時より掛金額がなぜ高いのか」という御質問です。

在職時は、「組合員」が社会保険料の半分を「掛金」として、「事業主」が半分を「負担金」として、折半して負担していました。

しかし、任意継続組合員の場合は、事業主が負担していた分も御本人が負担することになるため、結果として、掛金額が高くなります。

補足ですが、任意継続掛金は健康保険料に該当する掛金です。年金の保険料は、年齢等に応じて別途負担が必要になります。詳細は、居住する市区町村の国民年金担当部署等にお問い合わせください。

## 5 よくある質問FAQ⑤

Q 6: 任意継続組合員加入期間中に再就職した場合や、国保に加入又は家族の被扶養者に切り替える場合、任意継続掛金は返ってくるのか。

資格喪失理由	資格喪失日	掛金
再就職	再就職先の医療保険加入日	喪失日の属する月の前月分まで ⇒それ以降の月分を前納している場合は還付 ※5頁の例外あり
国保加入又は 家族の被扶養者	「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を共済組合が受理した日の翌月初日	喪失日の月以降の掛金を還付

※ いずれも資格喪失の手続きが完了しないと、掛金の請求や口座振替は引き続きます。  
資格喪失の手続き完了後に、掛金の過納分を還付します。

22

Q6は「任意継続組合員加入期間中に、再就職先で保険証を発行された場合や、国保に加入又は家族が加入する医療保険の被扶養者に切り替える場合、任意継続掛金は返ってくるのか。」という御質問です。

いずれの場合も、共済組合に「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」の提出が必要です。この手続きが完了しないと、掛金請求や口座振替は引き続きます。

喪失理由によって資格喪失日は異なります。再就職が喪失理由の場合は、再就職先の医療保険加入日が任意継続組合員の喪失日になります。国保又は家族の被扶養者になる場合は、喪失申出書を共済組合が受理した日の翌月初日になります。20頁のQ4の案内に基づき手続きされた場合は、喪失日は4月1日です。

いずれも、資格喪失の手続き完了後に、掛金の過納が生じた場合は、還付請求書で指定された還付先口座に掛金をお返しします。

以上で任意継続組合員制度(掛金編)の説明を終了します。

説明の内容について、音声を文字起こししたスライドを出力(印刷)し、文書で確認することができます。

(「ファイル→印刷→設定の印刷のレイアウト「ノート」を選択」して印刷)

ぜひ御活用ください!

御清聴ありがとうございました。



(掛金に関する問合せ先)  
公立学校共済組合広島支部  
経理貸付係  
082-513-4955

以上で「任意継続組合員制度」の「掛金」についての説明を終わります。  
掛金について、なお御不明な点がありましたら、経理貸付係まで電話でお問い合わせください。  
御清聴ありがとうございました。